

3) 振動に係る規制

振動に関する規制の状況は、表-3.2.39～表-3.2.41 及び図-3.2.23 に示すとおりです。

表-3.2.39 振動に関する規制の状況
(特定工場等において発生する振動の規制に関する基準)

区域の区分	基準値													
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌 8:00)												
第1種区域	60dB 以下	55dB 以下												
第2種区域	65dB 以下	60dB 以下												
備考														
<p>1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。</p> <p>一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p> <p>二 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域</p> <p>2 昼間とは、午前五時、六時、七時又は八時から午後七時、八時、九時又は十時までとし、夜間とは、午後七時、八時、九時又は十時から翌日の午前五時、六時、七時又は八時までとする。</p> <p>3 デシベル(dB)とは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。</p> <p>4 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。</p> <p>5 振動の測定方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。</p> <p>イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所</p> <p>ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所</p> <p>ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所</p> <p>二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。</p> <p>測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指示値の差</th> <th>補正値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3dB</td> <td>3dB</td> </tr> <tr> <td>4dB</td> <td rowspan="2">2dB</td> </tr> <tr> <td>5dB</td> </tr> <tr> <td>6dB</td> <td rowspan="4">1dB</td> </tr> <tr> <td>7dB</td> </tr> <tr> <td>8dB</td> </tr> <tr> <td>9dB</td> </tr> </tbody> </table>			指示値の差	補正値	3dB	3dB	4dB	2dB	5dB	6dB	1dB	7dB	8dB	9dB
指示値の差	補正値													
3dB	3dB													
4dB	2dB													
5dB														
6dB	1dB													
7dB														
8dB														
9dB														
<p>6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。</p> <p>一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十分パーセントレンジの上端の数値とする。</p>														

注：規制地域の指定及び規制基準等の設定は、県知事（市、中種子町の区域については、市長、中種子町長）が行う。
出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年環境庁告示90号、最終改正 平成27年環境省告示第65号)

鹿児島県ウェブサイト 「振動規制法における規制について」

(https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taikisouon/soonakusyu/souon/shindo_hou.html)

西之表市ウェブサイト 「振動規制法における規制について」

(https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/shiminseikatu/kankyoanzen/kankyou/soon_shindo/5252.html)

表-3.2.40 振動に関する規制の状況

(特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準)

1 特定建設作業

特定建設作業名
① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③ 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
④ ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
備考 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

2 規制基準

規制項目		基準
基準値		75dB以下
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域	10時間/日
	第2号区域	14時間/日
最大作業日数		連続6日
作業禁止日		日曜日、休日
備考		
第1号区域	① 特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域	
	② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 ア 学校教育法第1条に規定する学校 イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	
第2号区域	特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域	

注：振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正 令和3年環境省令第3号）

表-3.2.41 振動に関する規制の状況（道路交通振動の限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注1：第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

注2：振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正 令和3年環境省令第3号）

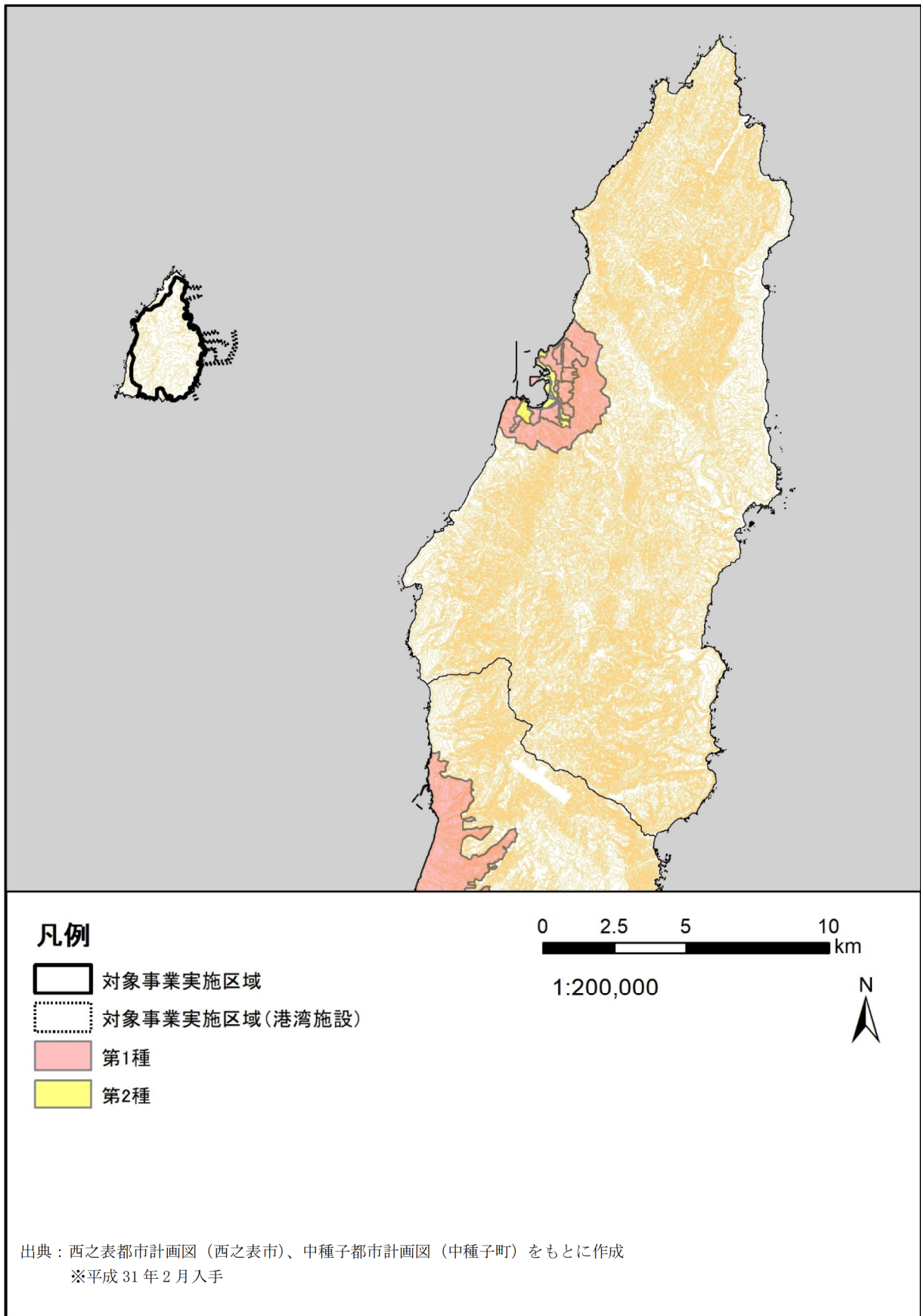


図-3. 2. 23(1) 振動に関する規制の状況（振動規制法に基づく規制区域）

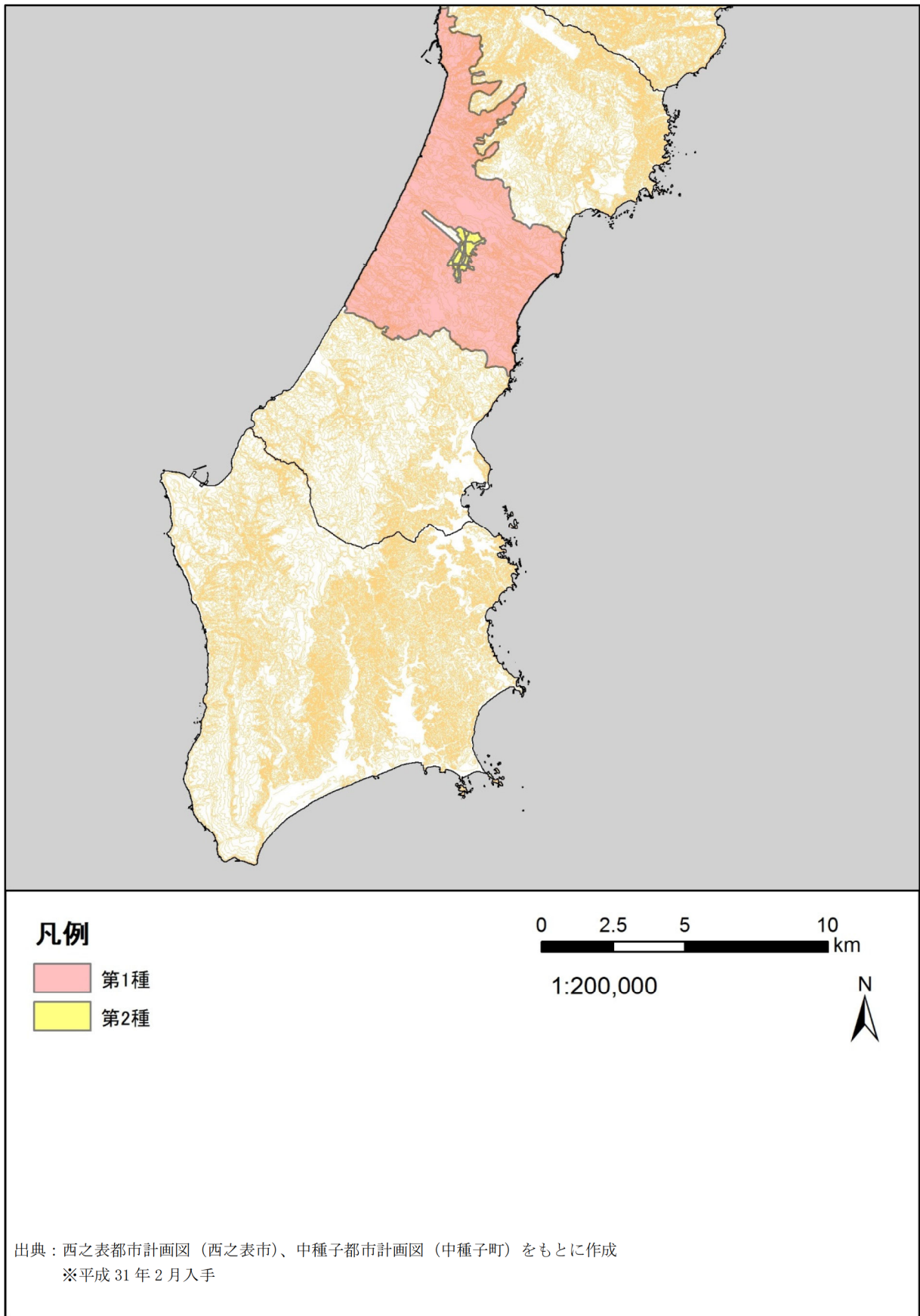


図-3.2.23(2) 振動に関する規制の状況（振動規制法に基づく規制区域）

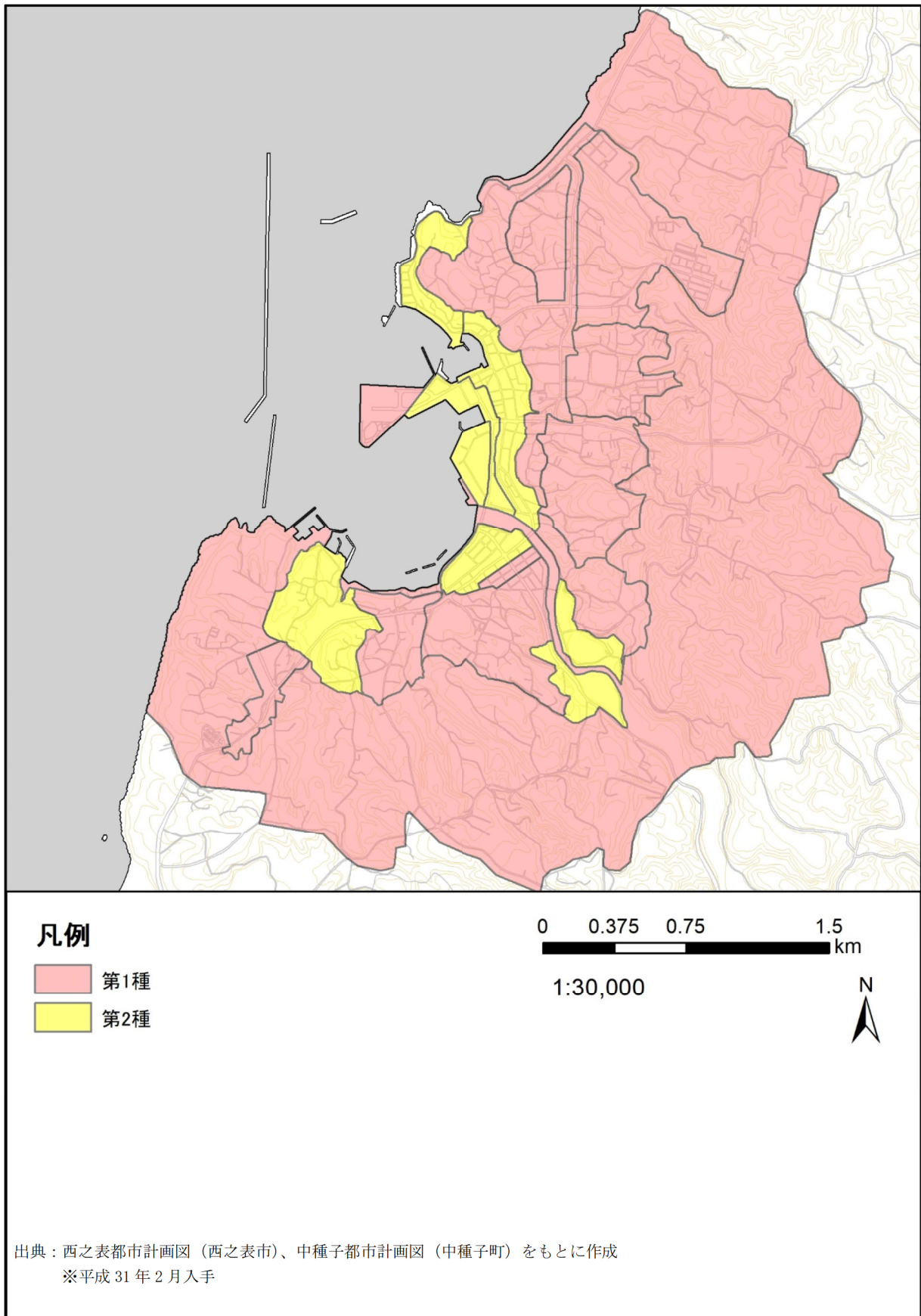


図-3. 2. 23(3) 振動に関する規制の状況（振動規制法に基づく規制区域（西之表市））

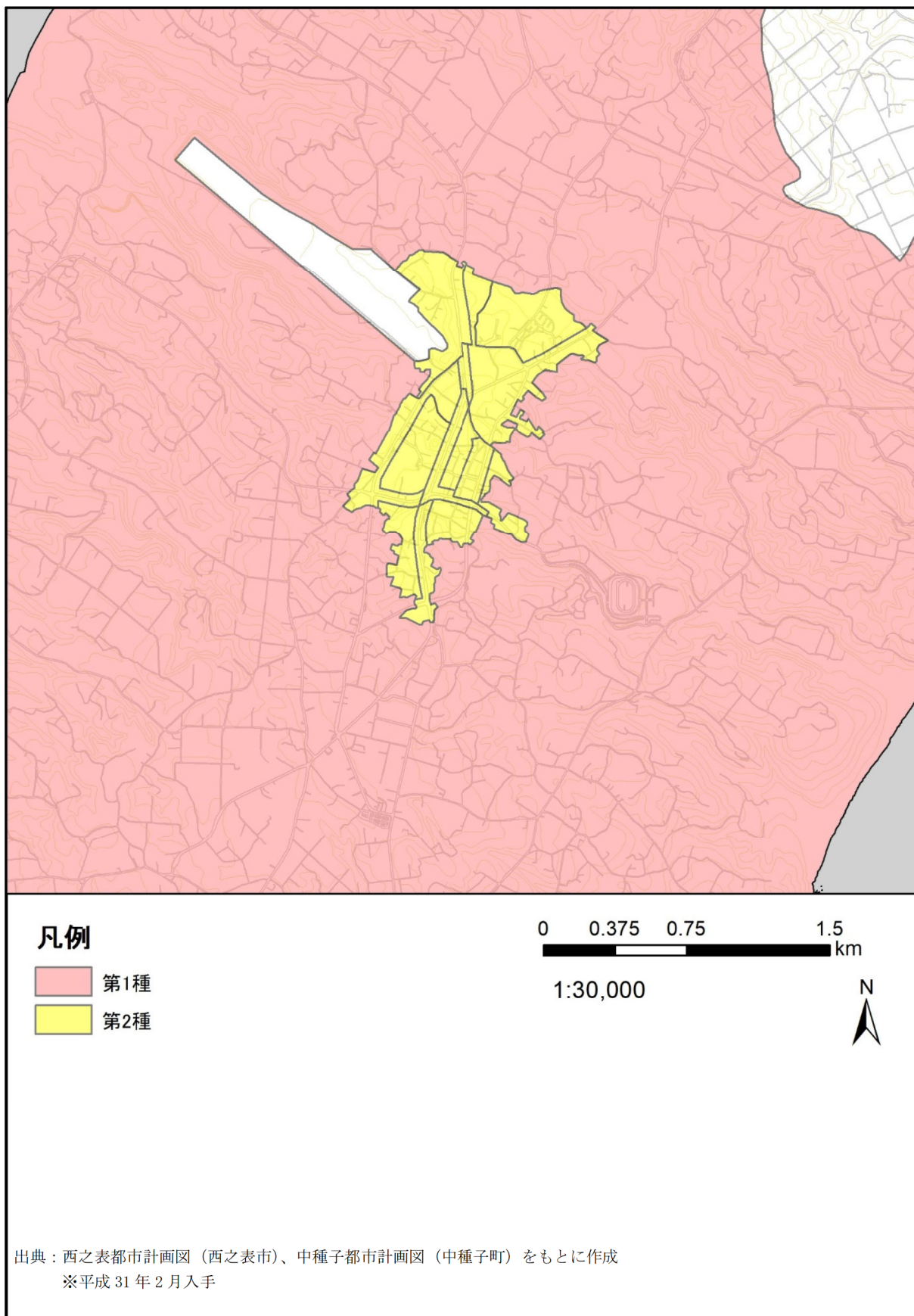


図-3.2.23(4) 振動に関する規制の状況（振動規制法に基づく規制区域（中種子町））

4) 悪臭に係る規制

悪臭に関する規制の状況は、表-3.2.42 及び図-3.2.24 に示すとおりです。

表-3.2.42 悪臭に関する規制の状況（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準）

①敷地境界における規制基準（物質濃度）

（単位：ppm）

特定悪臭物質の種類	規制地域	
	A 地域	B 地域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

②排出口における規制基準（物質濃度）

特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第3条に定める方法により算出して得た流量

③排出水中における規制基準（物質濃度）

（単位：mg/L）

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	規制地域	
		A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

注：Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量（ m^3/s ）を表す。

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（令和3年鹿児島県告示第473号）